会　議　録

会議体名		令和３年度第１回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会
開催日時		令和３年５月１９日（水）１０時～１１時４５分
場　　所		オンライン会議
出席者	委員	治部れんげ、クリストッフェル　クランツ、有里真穂、ふまミチ、星京子、清水みちこ、原実則、水谷文、ミラ　ゾンターク、北野新弓、大谷久美子、比金敏彦、矢口節子、本村久美子、原田諭貴子、望月昌代、本田茂樹
	事務局	総務部長・男女平等推進センター所長・係長・係員・株式会社創建
公開の可否	会議	公開
	会議録	公開
会議次第		議題 １　第４次としま男女共同参画推進プランの評価について ２　第５次としま男女共同参画推進プランの将来像案について ３　第５次としま男女共同参画推進プランの体系について ４　第５次としま男女共同参画推進プランの骨子について ５　その他
会議資料		＜資料＞ 令和３年度第１回男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会　次第 資料１－１：第４次としま男女共同参画推進プランの評価について 資料１－２：第４次としま男女共同参画推進プランの評価指標について 資料２：第５次としま男女共同参画推進プランの将来像案について 資料３－１：第５次としま男女共同参画推進プランの体系案について 資料３－２：第５次としま男女共同参画推進プランの体系に基づく施策案について 資料４：第５次としま男女共同参画推進プランの骨子案について ＜参考資料＞ 令和３年度豊島区男女共同参画推進会議　委員名簿 令和３年度豊島区女性活躍推進協議会　委員名簿 ①第４次としま男女共同参画推進プランに係る重点的な取組における評価について

	②他自治体との体系の比較について ③としま男女共同参画推進プランの体系の推移 ④第５次としま男女共同参画推進プラン策定のスケジュールについて
会長	― 会長挨拶 ― 本日は傍聴を希望する方はいるか。
事務局	傍聴の方は3名いる。
会長	それでは、皆様に傍聴の可否についてお諮りしたい。 （一同異議なし） 傍聴の方については許可する。 ― 傍聴者入室 ― 議題に入る。 １．第４次としま男女共同参画推進プランの評価について
事務局	資料１−１の説明をする。第４次としま男女共同参画推進プランでは、目標、重点課題を達成するための施策が定められており、議題にはそれらの施策に紐付く各課の事業を列挙している。毎年、各課の事業の重点的な取組と定められている事業については、実施評価を行っていたが、本年度は計画評価の集大成の年なので、重点的な取組のみならず、プランに記載のある全事業の実施評価を行った。 資料１−１の表紙が、全事業の評価結果である。表紙の上部に記載があるが、本年度は２つの視点で評価を行った。調査①として、事業の取り組み結果について評価する取組の実施状況評価と調査②として、事業に取り組むにあたり、男女共同参画の視点を意識したかを評価する男女共同参画への意識調査である。調査①は、ＡからＥの評価基準に基づき評価をした。調査②の評価基準はＡからＤである。 次に表紙の左側、全事業に対する評価の結果をご覧いただきたい。第４次としま男女共同参画推進プランに記載のある全事業を目標１から目標４とプランの積極的な推進の目標ごとに、評価基準に基づき評価した結果である。 目標ごとの結果の表の下に、全223事業の評価を合算した結果を記載してい

	る。全223事業のうち、Ａ評価「想定以上の取り組みができた」の回答が47件、Ｂ評価「想定通りの取り組みができた」は160件となった。一方でＣ評価「取り組みが不十分であった」の回答は８件、Ｅ評価は、事業を違う課へ移管したなどの理由から、評価できない項目なので今回は説明を割愛する。 次に、その下の②男女共同参画への意識調査の結果である。全223事業のうち、Ａ「男女共同参画の視点に立って取り組むことができた」の回答が167件、Ｂ「男女共同参画に立った取り組みが不十分であった」が39件となった。Ｂの男女共同参画に立った取り組みが不十分であったと感じる理由は、事業の対象が女性または男性に偏った内容となってしまったことや審議会の構成員がどちらかの性に偏ってしまった、男性も参加しやすい時間帯や曜日に事業を開催できなかったなどが挙げられている。評価Ｄは評価できない項目なので、同じく割愛する。 なお資料１－１の表紙右側は、全事業から重点的な取組に関する事業を抜粋した結果になる。参考資料１－５では、重点的な取組ごとに評価結果をまとめているので、後ほどご覧いただきたい。 続いてページをめくっていただくと、所管課が回答した事業の全内容を記載している。表の左から、重点課題、施策、施策に紐付く事業と記載されており、事業の中でも、重点的な取組と位置付けられているものには星印が付いている。さらに事業の所管課の具体的な取組として、第４次としま男女共同参画推進プランの策定段階であった、平成27年度に各所管課にヒアリングをした内容を記載している。各課の取組に対し、令和３年現在の実施状況の結果についての評価を、「①取り組みの実施状況評価」に記載し、男女共同参画の視点を持って事業に取り組めたかどうかの評価を、「②男女共同参画への意識調査」に記載している。個々の項目については、後ほどご覧いただきたい。簡単になるが、資料１－１の説明は以上とする。 続いて資料１－２の説明をする。本件は前回の男女共同参画推進会議でも配ったが、一部が令和２年度の最新の情報ではなかったものがあったことに加え、他区や東京都の情報も今回の資料に追記しているため、改めて配付した。

	今回は新たにデータとして更新した一部を紹介する。重点課題の項目をご覧いただきたい。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の上から２番目の「区内全中学校・高校におけるデートＤＶ啓発パンフレットの配付」について、中学校は９校、高校は12校に配付した。また、重点課題の「性と生に関する健康支援」の上から２番目の「女性のライフプラン形成のための健康相談事業件数」は、令和２年度は151件となり、こちらは令和元年度に計画達成ができなかったものの、令和２年度では達成の形になっている。
会長	事務局からの資料１、資料２、参考資料１についての説明は、以上で大丈夫か。今まで話があったことについて、委員の皆さんから何か意見や質問等はあるか。最初に口頭で話があった、男性も参加できる時間帯に行った方が良いということについて、私はとても重要なことだと思って聞いていた。皆さんはいかがか。
委員	２点ある。まず１点目は、先ほど会長が指摘されたように、男性を対象にということで、区民の方から私にもそのような声が寄せられている。男性を対象にしたＤＶの講座はなく、また、どうしても女性目線の講座の設定になる。男性の被害者もしくは加害者というように、男性目線に立った視点での講座がないので、それを増やしてほしいと思う。また、加害者、被害者のどちらの立場に男性が立ったとしても、参加しやすいような内容にしてほしいという意見が寄せられている。もう１点は、資料についての質問である。資料１−２で、「高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備」の中に、「通いの場」の受け入れ人数とある。この通いの場とはどのようなものなのか、説明していただけるとありがたい。
会長	事務局から何かコメントや回答があればお願いしたい。
事務局	まずは男性を対象にした講座について、昨年度は、男性向けの講座ということで、アンガーマネジメントの講座を開催した。内容はアンガーマネジメントであるが、目的の１つにＤＶの予防が入っている。ただ、ＤＶを前面に押し出すと、参加者が逆に参加しにくいことになるので、アンガーマネジメントの中でＤＶを取り上げた。男性が対象であるが、夫婦の場合は２人で参加

	も可能という形で開催した。昨年度の男性向けの講座が少なかったことは確かである。本年度は６月から、「パパとママの離婚講座」を予定している。これは当然、ママだけではなく、お父さんも対象ということで開催を予定している。今後も女性向けだけではなく、男性も女性も幅広い方に参加いただけるような講座を検討していきたいと考えている。 次に２点目のことについて、高齢者向けの参加ということで、当初は高齢者クラブが主催の事業ということで予定していたようである。ただ、その後、ここの数字には含んでいないが、介護予防の観点から、区民ひろばで開催しているものも、この事業に当たるのではないかということになり、それを入れると１万人を超えるような人数となる。今後はどのような指標が適当なのかについて、検討していく必要があると考えている。
委員	資料１−１で、どこがＣの評価が出たのかが気になったので見ると、男女平等推進センターで何か所かＣになっており、不思議に感じた。最も意識して活動をしているところで、一番低い評価が出ているということはどういうことか。これは意識の問題なのか。つまり、男女平等推進センターのアンケートに答えた方の意識が強いので、このような低い評価になっているのか。
事務局	この評価は主に相談事業となっている。男女平等推進センターで行っている相談事業はＤＶ等で、加害者と被害者の方が会うことがあってはならないということから、当然、男性の被害者もいると思うが、現時点では女性相談を中心として展開している相談業務が主となっている。男性からも相談があるが、そのような場合は東京都等の相談事業を紹介しており、こちらでは男性からの相談を受け付けていないということでＤの評価にした。
会長	他に委員の方で何か質問やコメントはあるか。
委員	評価指標名について、資料１−２の４行目に「ＤＶ相談を区で実施していることを知らない人の割合」という項目がある。知らない人の割合という書き方が良いのかどうかが疑問であった。あと、目標Ｉの評価指標名の「エポック10の認知度」について、計画目標が60%になっているが、確定値が約21%しかないものを60%まで上げることは、非常に大変だと思うが、このような数

	字設定が必要なのか。 さらに、目標Ⅱの「家庭生活と仕事の両立支援の推進」で、『「地域の保育需要に応じた保育施設の整備、保育サービスの向上が図られている」と思う区民の割合』が、約28%あるのに、なぜ20%に下がるのか。 加えて、「ＰＴＡの会長に占める女性の割合」が10%なのに、50%という計画目標を掲げている。半分というのはとても無理だと思うが、なぜこのような数値になるのか。それから、ＰＴＡ役員についてである。今度は逆に男性の割合が50%という数字を挙げているが、これもどうしてなのかと思った。その辺りの数字が気になったので、教えていただきたい。
会長	非常に重要なご指摘である。男女平等で半々という目標を持ちたい気持ちと現実とのギャップを、どのようにしていくかは重要だと思う。この件について、事務局からコメントをお願いしたい。
事務局	まず大前提として、この計画目標を立てたのが平成27年度ということをご理解いただきたいと思う。今後、第５次プランの際に、どのような数値目標が適当なのかについては、これからの議論になると思う。そのようなことを踏まえると、「ＤＶ相談を区で実施していることを知らない人の割合」について、逆にこの辺りは知っている人の方が良いのではないかという指摘についても、その指標が適当なのかも含めて、今後、議論をしていただきたいと思う。 先ほどの数値目標については、保育サービスは区が力を入れたということで、当初の目標を上回った数値になったということである。それ以外の数値については、ＰＴＡ会長や役員の割合も、目標ということで半々が適当なのではないかということで、第４次プランの策定のときに掲げたものである。 今後、第５次プランにおいては、このような指標が適当なのか、または数値目標が適当なのか、今後の検討課題になると考えている。
会長	次に、議題（２）「第５次としま男女共同参画推進プランの将来像の案について」である。これは本日、決めなければいけない。プランが掲げる将来像について、事務局から資料２の説明をお願いしたい。

事務局	第５次としま男女共同参画推進プランの将来像の案を今回示す。まずは「１.「将来像」の変更について」、豊島区においては、平成31年４月１日に男女共同参画推進条例を改正し、パートナーシップ条例を位置付けた。その際に、「男女」の表記を基本的には「すべての人」に変更している。その理念を区民の方々にわかりやすく伝えるため、新プランにおいては現プランの「将来像：男女共同参画社会の実現」から変更することが適当だと考えた。「２.「将来像」案」では、３つの案を示している。なお、副題については案１から案３まで同じである。 まず案１は、「すべての人の個性が尊重され、共にいきいきと暮らせるまち」、案２は、「すべての人が互いの個性を尊重し、共にいきいきと暮らすまち」、案３は、「人権と多様性が尊重され、誰もが自分らしく暮らせるまち」である。「３.「将来像」案の理由」である。まずは豊島区におけるキーワードを掲げている。①は、「男女共同参画推進条例」の改正のポイントである。ポイントは２点あり、まずはパートナーシップ制度を条例に位置付けることにより、「男女」の表記を「すべての人」に変更している。２点目は、基本理念に性自認、性的指向の尊重、リプロダクティブヘルス・ライツを記載した。 次は、「豊島区男女共同参画推進条例」の前文である。こちらに区の考え方が示されており、条例で改正した部分を下線で示している。また、特に重要だと思うところはゴシックの表記にしている。まずは１点目、３行目からの新たに加えた部分になるが、「一方、様々な人々が互いの違いを理解し合い、認め合う重要性はますます高まっている。こうした中、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、すべての人がともに生きていける社会の実現が求められている。」 大きな改正点の２点目は下から２行目のところである。女性も男性もすべて「性別にかかわりなく」の部分を「性別等」ということで、「男性も女性も」という表現から「性別等」と改正している。そのゴシック部分を読むと、「性別等にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことが大切である。」となっている。

	次のページである。強調したい部分は上から２行目で、「１人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い、ともに暮らすまち豊島区をつくることを決意し、この条例を制定する」としている。 続いて、３点目のキーワードである。豊島区においては、2020年度に東京の自治体で初めて、「ＳＤＧｓ未来都市」、また、「自治体ＳＤＧｓモデル事業」に選定された。この中のキーワードとして、「区民一丸となった、安全・安心で人間優先のまち」が挙げられている。その中から、「子どもや高齢者をはじめとして、年齢や性別、国籍、障害の有無によらず、誰もが地域コミュニティに受け入れられ、共に支えあい、居心地が良く、安心して暮らせるまちとなっている。」としている。このようなところをキーワードとして掲げた。 「（２）国におけるキーワードの抽出（参考）」として、国からもキーワードを抽出している。国の第５次男女共同参画基本計画における、目指すべき社会の姿が、①～④まであるが、強調したい部分としてゴシックの部分を抽出している。 また、「（３）各案の特徴」として、区や国のキーワードを踏まえて、各案の特徴を掲げている。まず、取り上げた文言はゴシックで表記している。条例改正の最大のポイントであるのは、「すべての人」である。次に条例前文の改正部分の「互いの違いを理解しあい、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重しあい、すべての人がともに生きていける」から「個性の尊重」と「ともに暮らせる」を抜き出している。また、条例前文の中から、「その個性と能力を十分に発揮し」と、ＳＤＧｓ未来都市の豊島区の在るべき姿の中から、「まち全体が舞台の誰もが主役になれる」の部分から、前向きで平易な言葉ということで、「いきいき」を使用している。 案２については、案１と基本的な考え方は同様であるが、将来像に向かって区民、事業者、区が主体的に取り組むことを表現したものとなっている。 案３については、１点目として、男女共同参画社会基本法第３条に記載のある、「男女の人権の尊重」である。次に、区の条例の改正のポイントから、すべての人の「多様性の尊重」である。３点目は、条例前文から「自分らしく」

	という部分を採用した。なお、副題の「～ジェンダー平等の実現を目指して～」という文言があるが、ＳＤＧｓ未来都市および自治体ＳＤＧｓモデル事業において、男女平等推進センターが取り組む17の目標のうち、５番目を副題として掲げた。
会長	今の事務局の説明を踏まえて、将来像の案１から案３について、何か意見や質問等があるか。
委員	３つの案を比べると、案２の説明に、区民、事業者、区が主体的に取り組むことを表現とある。案をいただいたときに、これは主体的に誰が行うかが明確にされているので、非常に良いと感じた。それは、まずは冒頭の将来像の変更について、３行目でその理念を区民に分かりやすく伝えるためという説明がある。我々区民からすると、自分たちもステークホルダーの１人として、将来像を実現するために活動しなければいけないと理解もできるので、案２はとても納得できると思った。逆に言うと、案１は「すべての人の個性が尊重され、」、案３は「人権と多様性が尊重され、」ということになっている。将来像としては、そのような尊重されているものが実現していることが重要であると思うが、そこにいく過程が出てきていない。何となく、このようなものが理想として何年後にあれば良いということだと思う。良いと思われたからだと思うが、この受け身を使って実現された姿だけを提示することについて、そこが疑問に感じた。個人的には案２がとてもしっかりしていると思った。案１と案３では主体的にという部分ではなく、むしろ理想を皆さんに伝える部分に、何か裏に込められた意味があるのかと思い、そこを知りたいと思う。
会長	委員のご指摘のとおり、区民が単に行政サービスを受けるだけではなく、自ら主体的に参加していくという意味からも、主体的に参加することが案２から伝わってくるという意見は、私もそうだと思って伺っていた。案１と案３が受け身、受動態になっているところの考えについて、事務局からコメントがあればお願いしたい。
事務局	特に意味を含んではおらず、ご覧いただいたとおりである。そこには主体的

	な部分が含まれていないように聞こえるかもしれないが、将来、このようになれば良いのではないかということを皆さんが思い、共有していただくために、このようなまちの姿を掲げた。
会長	他の委員の皆さまは、何か意見や質問やコメントはあるか。
委員	案２で惜しいと思うことは、人権という言葉が落ちてしまっていることである。もちろん、その意識は包含されていると思うが、人権という言葉はぜひ入れたいと思うので、何とか工夫をしていただきたいと思う。「すべての人が互いの人権と個性を尊重し」となってほしいと思っている。
会長	ご指摘のような、ある種のアレンジするように、この言葉が入るとこの案が良いという意見も、ぜひ積極的にいただきたいと思う。他の委員の方は、意見はあるか。
委員	私は委員と全く同じことを感じた。しかし今、ご指摘のように、人権の概念が必要であり、倫理的なカテゴリーではない言葉であるということを考えると、むしろ個性が弱いのではないかと思う。個性よりは多様性の方が良いとも思う。個性という場合、１人だけを見ることになってしまう可能性もある。そのような意味で、案２を使って、「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、」というのはどうか。
会長	案２に基本として、そこをどのようにアレンジするかで、皆さんの意見が集約してきた感じがする。アレンジがあった方が良いのではないかという意見が多いようなので、例えば案２に対して人権、多様性という言葉を入れた案をつくっていただき、メール等の書面で集約すると、皆さんの意見が着地すると思うが、いかがか。
事務局	案２のアレンジということだが、それを踏まえて、今、出ている案は３点であると考えている。１つは現行の案２のまま、２つ目は、委員のご指摘のように「人権と」という言葉を入れたもの。３つ目が、委員から出た意見をさらにアレンジし、個性を多様性に変換したものである。そのような３つの意見で、もう一度意見を伺った後に、本日、皆さんの意見が集約できるのであれば、それが一番良いと考えている。

事務局	今は「全ての人が互いの人権と多様性を尊重し」という将来像が有力になっているように感じる。委員の方から個性については、個人のような意味が包含されているとの指摘があった。「互いの」という言葉と、「多様性や人権」との親和性については、一度、皆さんに検討いただいた方が良いと思い、意見した。
会長	案２のアレンジの仕方として、２パターンあるという理解でよろしいか。アレンジされていないものを含め、今、３パターンの案ができた。それぞれチャット欄で示されている。 「全ての人が互いの」までは共通で、その後が少し変わっている。「共にいきいきと暮らすまち」も共通している。 これは挙手で決を採ってしまって良いのか。最終決定をする前に意見を言いたい方はいるか。
委員	３つ目のアレンジ案について少し思ったことを話したい。もちろん人権が重要ではないという意見ではないが、これを「すべての人が互いの多様性を尊重し」だけにしてはいかがか。これは感覚の問題かもしれないが、１つだけに絞った方が良いと思っている。結局、多様性を尊重しているのであれば、その人の人権を尊重することにつながると思った。いかがか。
会長	色々なキーワードが、それぞれ他の意味も包摂しているということか。
委員	そのとおりである。色々な概念が同時に出てくると、若干、混乱するかもしれないと思った。
会長	あまり長くない方がインパクトはあると思う。
委員	私も「すべての人が互いの」を入れてしまうと、全体的に非常に長くなると思う。特に３つ目のアレンジ案は長くなる。そのため、「人権と多様性を尊重し」だけにするか、もしくは、「すべての人が多様性を尊重し」にするかだと思う。「すべての人が互いの人権を尊重し」にするのであれば、「互いの人権を尊重し」など、少しずつ短く、簡潔にした方が良いと思う。
会長	日本語は主語を省いても通じるところがある。短くする方向で意見が出ているが、他の委員の方で、何か意見がある方はいるか。

委員	私は仕事柄、アナウンスの環境にいたが、言葉はセンテンスを短くすることで、それぞれの感じ方が変わり、役割的にも大変重要だと思う。今回の将来像の中でも、「すべての人」というのが最大のキーワードになっていると思う。その中で、「個性」の部分が「多様性」となることで、どのように受け止め方が変わってくるのかを考えると、すべての人が多様性を尊重されたいということが、これまでの色々な施策の中でも伝えていきたいことだと思う。ここで今、新たに色々な案が出ている中で、「すべての人が互いに多様性を尊重し」のところのキーワードが大事だろうと捉えている。そこを「共に暮らす」と続けていくことについて、皆さまの意見があると思う。もちろん簡潔に２つのキーワードをどのように生かしていくかについて考えている。
委員	その２つの用語の中で１つを落とすのであれば、私は人権を守りたいと思う。それは権利につながるものであるからだ。「すべての人」という言葉を使うと、多様性が含まれていると考えることができると思う。お互いに尊重するにあたって、実際にそれぞれの人に権利があることを強調して、１つを落とすのであれば人権を守りたいと思う。
会長	他の皆さんはいかがか。何か意見はあるか。
委員	センテンスを圧縮するのであれば、後半の「共にいきいきと」を考えることはどうか。「共に」の言葉は、前の方の「すべての人が」と同義であると思う。また、「いきいきと」は形容詞としては良いかもしれないが、なくても良いのではないかと思う。どちらをどのように落とすのかについては、皆さんの意見をいただきたいと思うが、私はこの辺りのセンテンスは落としても良いと思っている。
会長	確かに「共にいきいきと」について、私も編集が長かったので、カットをするのであれば、ここをカットすると思いながら見ていた。ただ、区民の方の意見は非常に大事だと思う。実際に豊島区で仕事をしたり、暮らしたりしている方の意見をぜひ伺ってみたい。学校の場では、色々な目標を立てる際に、子どもたちの心に響くような目標や言葉をとても重視していると思う。今までの議論を聞いて、何か意見はあるか。

委員	私はこれまでの流れは把握していないが、先ほどの将来像についてのプリントを見て、今日の中で感じたことは、「男女の性別にとらわれず、性の多様性」という言葉が盛り込まれているが、これを学校のイメージでこれをいうと、他にも色々な子どもがいるので、性だけではない多様性もある。そのときに、そこにつながってくることは、ある意味での人権になると思う。多様性のことを考えていくと、今度は互いの個性を尊重すること自体が、既に多様性を認めていることになると思う。その辺りを色々と考えているが、答えとして持っているものではない。また、終わりの方の「共にいきいきと暮らすまち」という表現を見て思ったことは、とてもわかりやすいというか、平たい言葉で、これを区民の皆さんに示していくと、この後半の表現は誰でもわかりやすいものであると感じた。学校でも人権週間など色々とあるが、人権を教えることについて、１年生と２年生と３年生は違うので、なかなか難しい部分がある。皆にわかってもらうために、どうするかが問題である。あるいは、解説をすることになるかもしれない。そうすると、どれが良いのかと今は考えている途中で、具体的な意見を言えない。
会長	今挙げられた選択肢で、急いで決めてしまうことが良いのか、少し考えていただくのか。会議は12時までなので、この選択肢をチャットに貼っておいていただいて、皆さんにはこれを考えていただきながら、次の議題を議論しつつ、この会議の最後に決を採る進め方ではいかがか。
事務局	将来像について、大筋で皆さんは案２をベースにすることは変わりないと思うので、次回にまとめたものを示して、次回の推進会議で決定いただいても、事務局としては問題ない。案２をベースに、今回で皆さんからいただいた意見をまとめた資料を次回の推進会議で示し、将来像を決定していただきたいと考えている。
会長	では、そのようにしたいと思う。恐らく子どもにわかることは、どのような大人もわかるという意見は、非常に重要な視点であった。 それでは、議題３に移りたいと思う。第５次としま男女共同参画推進プランの体系についてである。今日はこちらも決めなければいけない。これから

事務局	我々がつくっていくプランの大枠をどうするかについて、事務局から選択肢を示していただく。資料３－１と３－２を手元にご用意いただきたい。 まずは資料３－１をご覧いただきたい。第５次男女共同参画推進プランの体系案についてである。案の説明の前に、体系変更の背景について説明する。体系の表記を現行プランの重点課題から、新プランでは施策の方向に変更する。これは、「目標を達成するためにどうすれば良いか」を「重点課題」という表記で、「達成するために何が問題なのか」と捉えるのではなく、「達成するために何をするのか」という前向きな表記にしたいということで変更している。 次にＡ案、Ｂ案ともに体系表記の考え方は、同じ施策の方向としたが、はじめにＡ案の体系の考え方について説明する。まず前提として、男女共同参画という理念は、区の全ての施策に横串されるものであると考えている。しかし、このプランを作成するにあたって重視するべき点が２点ある。１点目は、男女共同参画は区民や事業者と一体となって推進していくものであり、目標を叶えるための施策の方向が、区民や事業者にとって、よりわかりやすく整理され、体系づけられていることである。 ２点目は、このプランは理念を体現するための行動計画という性格を持ち、毎年、ＰＤＣＡサイクルに沿って検証していくものである。そのため、それぞれの施策で男女共同参画がどれだけ進んだのか、施策を進める各所管課にも自分たちが進めていくと強く意識づけられ、区民にとってもわかりやすいことが大切だと考えた。そのため、様々な事業を網羅するのではなくて、施策と事業をコンパクトに絞って、実践しやすい目に見える取組で管理していくことができることを重視した。 続いて、具体的に案Ａを説明する。案Ａは、現行プランの４つの目標を、３つの目標に変更した。キーワードは３つある。１つ目は女性活躍、２つ目は人権の尊重、３つ目が男女共同参画の学びということである。 　まずは目標１についてである。先ほど述べた、体系の考え方の１点目である、よりわかりやすく整理され、体系づけられているという視点で見ると、

	現行プランは女性活躍推進計画が３つの目標にまたがっていた。資料の表は、星印が女性活躍推進計画を表したものである。10年間の時限立法である国の女性活躍推進法は平成27年に公布され、終了時期も新プランの終了期間と同じであることから、今回は女性活躍推進計画、つまり、あらゆる分野で女性が活躍できるまちという項目にまとめた。 次に、目標２「人権が尊重され、安心して暮らせるまち」についてである。人権の尊重は男女共同参画の根幹で、すべての施策のベースにあるものと考えている。特に人権を強調すべき目標について、体系づけた方が良いと考えた。現行プランの目標１「人権尊重のまち」で取り上げられている、重点課題１から３の、ＤＶやＪＫビジネス等の人身取引、性と生殖に関する健康と権利、それと目標４「すべての人が安心していきいきと暮らせるまち」の（11）で取り上げられている、多様な性自認、性的指向の人々、ひとり親家庭、児童虐待については、すべて人権の尊重と安心がキーワードになっている。そのため、新プランの目標２「人権が尊重され、安心して暮らせるまち」に集約した。 最後に、目標３「すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち」についてである。男女共同参画という理念は、現時点では自然に身に付くものではなく、誰もが学ばないと身に付かないものだと考えている。そのため、将来像を実現するために、非常に重要な学びをキーワードとした目標を体系づけた。現行プランでは区民の学びを、重点課題（６）の区民の自発的な学びと重点課題（８）の男女平等推進センターにおける学びの提供にわけて、異なる目標に位置付けていた。これらを地域活動における学びとして統合することで、わかりやすく管理しやすい体系とした。また現行プランでは、「男性や子どもにとっての男女共同参画の推進」として、重点課題（10）に位置付けていた。しかし、条例を改正し、「すべての人」と変えている。また、男性や子どもを強調することではなく、女性も多様な性自認、性的指向の人々も含めた、すべての人にとって、あらゆる段階で男女共同参画の推進や学び、啓発は必要であるということで、目標３「すべての人が男女共同参画を学び、

	行動できるまち」に集約している。 続いて裏面の案Ｂをご覧いただきたい。こちらの案Ｂについては、現行プランの第４次豊島区男女共同参画推進行動計画を基本的に踏襲している。変更した点は、重点課題（９）「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」を、女性が職業生活において多様な選択ができることを目指す、女性活躍推進法に関する取組が含まれているということで、目標３「学び参画するまち」から、目標２「多様な選択ができるまち」に移動している。 　続いて、資料３－２をご覧いただきたい。第５次男女共同参画推進プランの体系に基づく施策案の案Ａについてである。現行プランの施策の方向を整理し、各施策の方向に紐付いていた施策も、施策の方向の移動や統合に伴い移動している。黄色いマーカーの部分が変更点となっているので、主な変更点について説明する。目標２「人権が尊重され、安心して暮らせるまち」の「（１）ＤＶの根絶と支援体制の充実」の中の施策についてである。⑨について、「被害の未然防止と啓発の促進」が現行プランに位置付けられているが、被害の未然防止のためには区民と職員の双方に啓発をする必要がある。それは「職務関係者に対する研修・啓発」が現行プランにあったが、一緒に区民および職務関係者に対する啓発の促進のところで統合した。 次に、施策の方向（２）の⑭である。これは「リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援」であるが、条例の改正に基づき、以前はリプロダクティブ・ヘルス／ライツの“視点”を重視していたが、これ自体の啓発と支援が必要ということで、啓発と支援というように変更している。次に、施策の方向の（３）の⑯である。「人権尊重の啓発」が現行プランにあったが、この事業の内容を見てみると、メディアリテラシーであった。わかりやすい記載にするとともに、今回の条例改正でもメディアリテラシーという言葉を使っていることもあったため、表出しをした。 次に、施策の方向（３）である。障害者および高齢者の自立した生活の支援があったが、こちらは既に施策を推進しており、コンパクトでわかりやすく、また指標もわかりやすくということで、削除している。次に、⑲である。こ

	ちらは条例改正に基づき、「多様な性自認・性的指向に対する理解の促進」の表出しをしている。最後に、プランの積極的な推進についての㉔についてである。「男女共同参画社会の実現に向けての情報収集・提供、調査、研究の充実」と、「推進体制の充実・強化」は、エポック10の機能であるため、統合し、わかりやすい表現として『エポック10機能の充実』と変更している。 次のページは案Ｂである。案Ｂついては、先ほども申し上げたように、第４次のプランの踏襲をしているので、こちらは施策の方向の「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」を移動し、また、それに紐付く施策も移動している。 次に参考資料の２と３をご覧いただきたい。こちらは他自治体との体系の比較についてとなっている。豊島区の現行プランと港区、荒川区、板橋区のそれぞれの体系の比較である。港区は課題が細かく分けられ、男女共同参画に関する項目を網羅的に示している体系の計画である。荒川区は豊島区の新プランの体系案Ａのように、基本目標の１つが女性活躍推進法に基づく計画で、もう１つが、配偶者暴力防止法に基づく計画に位置付けられている体系の計画である。最後に板橋区は、多様性に関する項目が目指す姿の１つとなっているほか、一般的に示されることの多い意識の醸成や啓発等の項目が、施策の方向レベルでは示されていないなど、少し個性的な体系の計画となっている。 次に、参考資料３をご覧いただきたい。こちらは、としま男女共同参画推進プランの体系の、第１次プランから第４次プランの推移で、左から右側に流れている。第２次プランから第３次プランの変更点は、豊島区配偶者等暴力防止基本計画を重点課題１に位置付けるとともに、プランの推進体制や行政職員の意識改革等に関する項目を、プランの積極的な推進として位置付けている。また、平成22年に策定された、国の第３次男女共同参画基本計画の内容を踏まえ、重点課題として、「男性や子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備」を設定している。第３次プランから第４次プランについては、ほ

	とんど変更していないが、豊島区女性活躍推進計画を新たにこの中に位置付けて一体化している。説明は以上となる。
会長	非常に詳細であり、他区との比較や、これまでの時系列の説明もあったので、理解ができたと思う。基本的には、事務局から提示があった、新しいプランの体系を案Ａのようにするか、案Ｂのようにするかについて、この場で決めたい。それに関連して意見や質問がある方がいれば挙手をお願いしたい。
委員	私は施策の方向についてだけ意見を出させていただきたい。まず、現行プランの目標２の「（４）雇用の場における男女平等の推進」について、違和感をずっと持っていた。それは、働く人は雇用されている、雇用している人だけではなく、フリーランスや自営業の方もいるためである。どの働く場でも男女平等は推進されるべきであるため、雇用の場というよりは、案Ａの「働く場」の方が良いと思う。 他の区でも「雇用」というのは、あまり使っていないと思う。また、現行プランの目標４番の「(10) 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進」が、新しい体系案で「すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち」となったことについて、大変賛成である。男女平等についての考え方は、男性だけではなくて、女性の意識も非常に変えなければいけないところがあると思っている。そのため、このような変更は非常に良いことだと思った。あとは、施策については細かいので、方向についてだけお願いしたいと思う。
会長	特に働く場について、雇用だけではないというところは、私自身も自営業を７年間しているので、非常に個人的にも賛同するところである。特に女性で、正規で雇用されている人は非常に少なく、非正規や雇用によらない形が多い。経済産業省でも、そのような形のフェアな働き方についての議論が進んでいる中でのご指摘は、非常に時流を得たものだと思った。
委員	まずわかりやすくということは、私も大変重要だと思う。流れの中で色々と変わってきていることもあるので、そのようなことを取り入れつつ、多様性のようなところも大事だと思う。ただ、示していただいた案Ａの方が、非常にコンパクトになっているが、目標の先頭に記載されているのが、「あらゆる

	分野で女性が活躍できるまち」となっている。先ほどの将来像の話ではないが、人権は非常に大切なワードだと思う。今まで、「人権尊重のまち」を目標の最初に掲げていたところから、少し並びが変わったことに、非常に違和感を覚えている。この間の色々な運動や前進したものを取り入れていくことは大事だが、そのようなところに違和感がある。 また、先ほど言われたように、女性が活躍できる働く場について、正規・非正規の問題もあるが、自営業の方で女性の方では、人生面でもきちんと評価されていないところもある。そこはうまく工夫して、入れることも大事だと思う。ＡとＢを比較すると、Ｂはほとんど同じもので、変わりがない。Ｂ案の方が今までどおりを踏襲しているので、もう少し今までの流れを入れていった方が良いのではないかと思っている。
会長	ご指摘のとおり、人権が２つ目の目標となっているということで、例えば案Ａを基本としつつも、人権を１つ目に持ってくるようなことも良いのではないかと感じた。
委員	目標を３つにしてしまうことは、１つのところに非常に多くの要素を詰め込まなければならないということで難しいと思う。Ｂ案の今までどおりの形の方が、私の中では良いと思う。その中で、先ほど言われていたように、雇用の問題など、案Ａで部分的に新しく変えているものを、案Ｂはすべて前のままになっている。そこを変えていただくことで、案Ｂでも十分に対応していけると思う。また、先ほど事務局が話しているときも、性と生殖と言っていたが、この点については、ずっと「性と生」と書いてある。「性と生殖に関する健康支援」という方が落ち着くような気がする。あと、案Ａで目標を３つにしたときに、「あらゆる分野で女性が活躍できるまち」というのが先に出てくる。女性活躍という言葉に違和感があり、この言葉が目標として出てくるのではなく、以前のままの方が良いと思っている。
会長	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの件は非常に重要だと個人的に思っている。日本語で、より正しく伝わるような言葉を考えることも重要だと思った。 あとは、活躍か人権かについても、これも本当にどこでも必ず議論になって

	いる。活躍に違和感がある人は本当に多いと私も感じている。
委員	体系案について、私はＡ案がわかりやすくなって良いと思うが、ご指摘のように、活躍という言葉は、もう少し考えていただきたいと思っている。また、目標Ⅱの方を目標の先頭にすることについても賛成である。
委員	私も案Ａに賛成したいと思う。１つはコンパクトになっているためで、あとは、前向きに何をすればそのようになっていくかというような視点で考えられているためである。そのような意味では、案Ａで良いと思う。しかし、先ほど皆さんが言われたように、私は人権に関する目標が最初ではないかと思う。人権が尊重されて男女共同参画が進んだ上で女性活躍があると思う。順番の入れ替えだけがあれば、これで進めて、より具体的に何をしていくかの話は、そこから色々な課の方が包含しているとあったので、各課に回すものは回すということで良いと思う。より明確になってよろしいのではないかと思う。
会長	他に何か意見はあるか。
委員	事務局に質問がある。Ｂ案に比べると、Ａ案は入り繰りをはじめとして再構成というか、計画として全体の枠組みを変えていると思う。今、説明があったとおり、それぞれに理由があってのことだと思う。これを実際に実行・実施する意味では、区内の各部門で動くことになると思うが、計画がここまで大きく変わることになると、初年度は動き出すまでに時間がかかることや、組織への浸透など、大変なところが出てくる可能性があると思う。長期計画ではありつつ、過去の３期分の体系も見せていただいた。それぞれ評価をして、ＰＤＣＡを回して微調整で動いてきて、よほど大きな支障があれば別だが、そうでなければ、その延長線上でプランを行うことは、企業目線で見ると割と自然な形だと思う。世の中がとても変わって、今のプランの延長線では耐えることができないようなことがあれば、大きな変更もあり得ると思う。Ａ案でここまで大きく変えた根幹の理由と、現場での混乱は大丈夫なのかについて、伺いたい。
事務局	今回の構成の変更については冒頭に申し上げたとおり、基本的にわかりやす

	くすることを狙いとしている。行動計画として何をするべきか、そこがわかりやすく大きく変えたところになる。基本的なところを変えたわけではないので、事業を推進していく上でも、特段支障があると考えていない。資料３-２で施策の変更の部分までを明示したが、各事業については、施策の下に位置付けられる部分である。それについては、今回、決定した後に、各課に問い合わせ、個々の事業がどの部分にぶら下がるのかを調査する。ただ、施策の部分について、目標の枠組みは変わっていると思うが、施策にぶら下がるところまでは変わることではないため、各現場で混乱が生じることはないと考えている。
委員	Ａ案について、私も重なっていたものをうまくまとめていただいた感じがする。また、目標１と目標２の入れ替えについては、先ほど議論した将来像と合わせるようにし、将来像が受け身の書き方ではないものになれば、こちらについても同じように受け身の形を解消して合わせた方が良いと思う。
会長	非常に、意見が出そろった感じがある。基本的にはＡ案で、そこに少し皆さんの意見が加わるような印象を受けている。事務局として、これは多数決を採る方が良いか。
事務局	先ほど申し上げたとおり、今回、体系案について決めていただいた後に、各課の事務事業がどこに連なっていくかという調査をする予定である。できれば今回で体系について決めていただきたいと考えている。目標については案ということなので、１と２の順番を入れ替えることは可能である。意見でいただいたとおり、女性が活躍という部分に違和感があるという話もあった。自治体や国においては、女性が輝くまちというような表現をしているので、そのような文言の修正については、次回に提案することも可能である。とりあえず今回はＡ案をベースにするのか、Ｂ案をベースにするのかについて、皆さまの合意がなければ挙手や多数決等で決めていただきたいと考えている。
会長	では、多数決を採りたいと思う。まずはプランの体系について、事務局から示してもらった案Ａ、もしくは案Ｂのどちらかに、委員の皆さまに挙手をお

	願いしたい。第５次プランの体系について、案Ａが良いと思う方は挙手をお願いしたい。12人である。案Ａの方は12人となった。 それでは、案Ｂが良いと思う方は挙手をお願いしたい。案Ｂが良い方が３人だった。案Ａが12人、案Ｂが３人ということで、最も賛同の多かった案Ａを第５次プランの体系の基本にしたいと思う。今後、細部を詰めていく過程で、案Ａのどこを入れ替えた方が良いのか、文言を変えた方が良いのかについて、皆さんで議論をしたい。
委員	次の議題に入る前に、資料3-2の目標２について、「（３）多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備」の⑯の人権尊重の啓発の施策を消して、メディアリテラシーの向上を記載しているが、なぜ今まで人権尊重の啓発の施策の中身が、メディアリテラシーだけだったのかよくわからない。ご存じのとおり、今は外国人に対する排斥、人権を認めないという動きが非常に強まってきている。直接に男女共同参画のことではないが、人権尊重のまちということから考えると、このことについても、少し目配りができると良いと思っている。そうしたことも含め、障害者や外国人のような、多様な存在に対する人権啓発は、事業としてもう少し拡充していくべきであり、メディアリテラシーの問題だけではないと思っている。
会長	豊島区には外国の方が多く住んでいる。おっしゃったことについて、私は全面的に賛同する。ぜひ事務局にはよろしくお願いしたいと思う。それでは、議題４に移りたいと思う。
委員	その前に１点、質問したい。目標２の「（１）ＤＶ根絶と支援体制の充実」についてである。この中にある「⑪被害者保護体制の充実・整備」は、ずっと掲げられているが、色々な問い合わせや相談を受ける中で、ＤＶの抑止力については啓発の施策が多くなっている。しかし、これは被害者に対しては目を向けられたものであるので、暴力を行う側である加害者に対する抑止力や、実行を伴わないような施策を記載することはできないか。
会長	これは施策の中身に関することになると思うので、これからぜひ詰めていきたい。ＤＶが問題であることは、理解されていると思うが、被害者を保護し

	ているだけでは、砂に水をまくような作業になる。そのため、元のところから根絶しなければいけないことは、ご指摘のとおりである。恐らく委員は知見をお持ちであると思うので、色々なところで行われている実際に効果のあるような施策や、それを文言としてどのように実際のプランに盛り込んでいくか、今後のプランを詰めるときに議論をしていけると良い。大事な問題提起である。続いて議題の４に移りたいと思う。
事務局	資料４は第５次のプランの骨子案について、全体の構成を示している。３つの章と資料編からなる構成である。第１章は「計画の策定にあたって」ということで、７つの項目にわけている。「１　計画の背景」は、国や東京都、国際的な男女共同参画に関する動向を示すとともに、区のこれまでの取組を概観し、次期プランを策定するにあたっての経緯を示すものである。「２　計画の性格」は、プランの法的な位置付けや上位関連計画との関連性を示している。「３　計画の期間」はそのまま計画の期間である。「４　条例の基本理念と将来像」は、豊島区男女共同参画推進条例で定める８つの基本理念に基づく、区の将来像と目標を示すとともに、その関係を示す。「５　豊島区配偶者等暴力防止基本計画」は、現プランでも示しているが、「としま男女共同参画推進プラン」の中に、豊島区配偶者等暴力防止基本計画を内包するため、豊島区配偶者等暴力防止基本計画の策定の経緯、計画の位置付け、期間を示すものである。「６　豊島区女性活躍推進計画」においても同様に、策定の経緯、計画の位置付け、期間を示す。最後に「７　計画の体系図」は、今回は案Ａがベースになると決まったので、その内容と、資料３－２のような施策までの内容を樹形図上に記載して、次期プランの内容の全体像を示そうと考えている。 続いて第２章「計画の内容」である。ここからは具体的な施策事業の内容を示す。まずは、施策の方向ということで、今後、少しの加除修正があるかもしれないが、今回は案Ａで示した８つの施策の方向ごとに、現状と課題の分析、指標の設定、施策および事業内容を提示する。現状と課題の分析にあたっては、豊島区の現状をアンケート結果や各種統計等から抽出し、そちらを

	分かりやすく説明するために、図表を用いて示していく。指標は施策の方向の進捗を把握できるものを設定したいと考えている。施策および事業内容については、施策ごとに紐付く事業を表形式で示し、事業名、事業内容、所管課等を記載する。 第３章「計画の推進」である。「１　計画推進の考え方」は、プランの推進方法について基本的な考え方を示す。「２　進捗管理の体制」ということで、事業の実施状況調査から改善までのプロセスと、進捗管理の体制を示す。「３進捗管理の方法」として、プランの事業の評価、公表、見直しなど、事業の進捗管理の方法を示していく。最後は参考資料である。現時点で想定するものを８つほど列記している。
会長	今の説明について、何か質問や意見等はあるか。プランの骨子については、まだ時間があるので、本日は大きな方向のみを決める。残りの中身については、次回の推進会議で再度検討することも可能となっている。
委員	第１章から「８　重点的な取組」がなくなっている。また、第２章の計画の内容について、前回は重点課題のために目標が１から４まであったが、それが今回は全てなくなっている。重点的な取組は、これからどのような形で入っていくのか。
事務局	重点的な取組については、今後で議論いただくことになるが、第２章計画の内容において、施策ごとにどのような事業を重点的に取り組んでいくか、表記したいと考えている。
会長	他に質問、もしくは意見等がある方はいるか。続いて、議題（５）「その他」である。何か事務局からあるか。
事務局	本日は特にない。
会長	では、事務局から今後のことなどの事務連絡があればお願いする。その前に委員が挙手している。
委員	先ほど、また次に示す案があるということだったが、その間に意見等があれば、メール等で事務局に伝えることは普段行っているのか。ご教示をお願いしたい。

会　議　録

事務局	ご意見をいただくことは可能である。
会長	他に何かある方はいるか。それでは今日の議題はこれで全て終了した。以上をもって、令和３年度第１回の豊島区男女共同参画推進会議及び女性活躍推進協議会を閉会する。
事務局	現委員の任期が今月末の５月31日までとなっている。６月１日からの委員については、また引き続きの方もいる、一方で変更の方もいると思う。２年間の任期を務めていただき、ありがたいと思う。次回の７月30日のときに、あらためて次期委員の方々には委嘱状等を渡す予定となっている。